

発達障害への対応について

課題 1

通常の学校における発達障害児童生徒を支援するための方策

- 発達障害に関する教職員の専門性の獲得と系統的、計画的、組織的対応が必要である。

第 1 回審議会の意見

- 通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒への対応が必要である。
- 様々な子どもがいる通常の学級の担任は学級運営に困っている。
- 高等学校の教員も ADHD やアスペルガー等を理解するようになってきている。
- 発達障害は適切な時期に診断することが大切である。
- 現在、高等学校では特別な支援が最大の課題である。

第 2 回審議会の意見

- 通級指導教室は通常の学級で学ぶための支援策として非常に有効なシステムである。
- 通級指導教室のある他の学校に通うのは子どもたちにとって負担があるため、教員が巡回し指導できるとよい。
- 支援学校や支援学級を経験した退職教員の専門性は、支援員として即戦力になるだけでなく、経験の浅い教員の良きアドバイザーとなる。

第 3 回審議会の意見

- 特別支援学校のコーディネーターのように地域支援を行う担当が教育事務所や市町村教育委員会に配置されるとよい。
- 関係機関が連携できるよう、市町村教育委員会や教育事務所などにスクールソーシャルワーカーが配置されるとよい。

第 4 回審議会の意見

- 保護者に対する発達障害などの理解啓発が必要である。
- 高等学校にソーシャルスキルトレーニングなどを取り入れた学校設定科目があるとよい。
- 高等学校の教員には、自分の学校に特別な支援が必要な生徒が在籍しているという認識が足りない。
- 高等学校においても特別な支援が必要な生徒のため、支援員を配置する必要があるのではないか。
- 高等学校に特別支援学級が設置できるとよい。

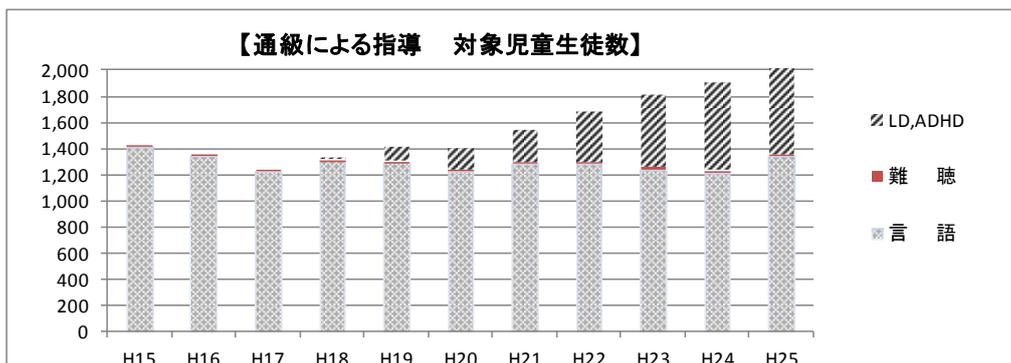
第 5 回審議会の意見

- 通常の学校では、学校毎に特別な支援を必要とする児童生徒への対応に違いがある。

第6回審議会の意見

- 高等学校では発達障害の疑いのあるグレーゾーンの生徒の割合が増えたと感じる。
- グレーゾーンの生徒は行動面など生活上の課題があり、懲戒的な指導では効果がないことは理解できるものの、どのように指導すればよいか高等学校の教員は困っている。
- 高校生は「発達障害」ではなく、「不登校」などの二次障害で受診している。
- ADHDは昨年から薬物治療が大人でも可能となり、学習面で集中力がないなどで受診する高校生が増えた。
- 中学校の特別支援学級から高等学校に入学した、発達障害の診断がない生徒への対応は難しい。
- 高等学校に併置・併設される特別支援学校の分校や分教室に専門のスタッフが配置され、高等学校の生徒の様子も見てもらえるとありがたいが、高校生の心情や高等学校のイメージへの配慮が必要である。
- 高等学校へ特別支援学校の分校などの設置は、障害のある子もない子も互いに効果があるのであればよいことである。
- 学校教育法施行令が改正され就学先決定の仕組みが変わり、居住地の小・中学校の通常の学級や特別支援学級を希望する児童生徒や保護者が増えると思われる。

参考資料



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
言語	1,411	1,342	1,226	1,300	1,288	1,221	1,282	1,281	1,235	1,210	1,340
難聴	8	8	11	12	11	8	9	11	27	21	13
LD,ADHD				10	105	174	242	386	540	671	771
合計	1,419	1,350	1,237	1,322	1,404	1,403	1,533	1,678	1,802	1,902	2,124

発達障害への対応について

【通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒 文部科学省調査 H24.12】 ※被災3県（岩手・宮城・福島）は調査の対象外

【知的に遅れはないが学習面等で著しい困難を示す児童生徒の割合（推定値）】

（小・中学校全体）

	H14	H24
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.3%	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
行動面で著しい困難を示す	2.9%	3.6%
学習面、行動面ともに著しい困難を示す	1.2%	1.6%

【発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後の進路 文部科学省分析 H21.3】

調査対象の中学校3年生全体のうち、発達障害等困難のあるとされた生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

【高等学校に進学する発達障害等困難のあるとされた、生徒の高等学校進学者全体に対する割合（推定値）2.2%】

【高等学校：コーディネーターの配置校数等 H25】

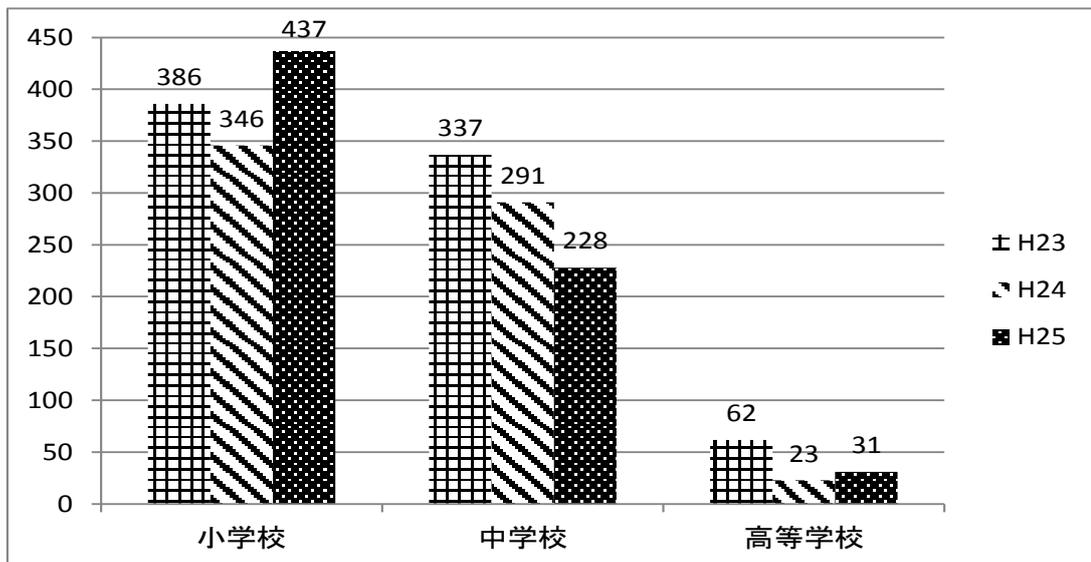
【進学割合：特別支援学級から高等学校】

特別支援教育コーディネーターの配置	特別支援教育に係る校内委員会の設置
75校中75校 (100%)	75校中72校 (96%)

H20	H21	H22	H23	H24
22.5%	23.0%	23.3%	26.3%	27.1%

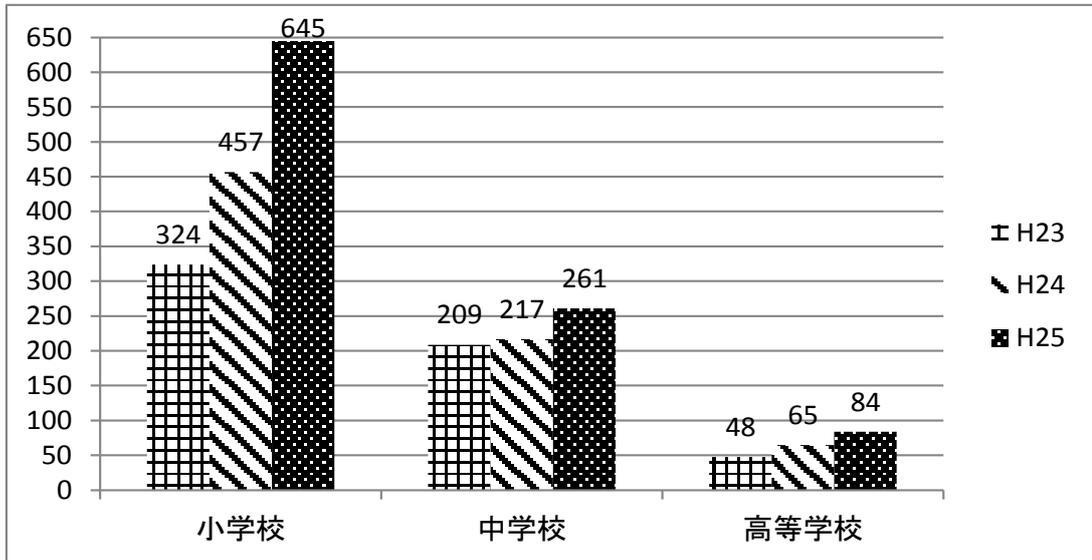
文部科学省調査

【特別支援学校が受けた相談件数（来校）：校種別】



地域支援推進事業結果報告

【特別支援学校が受けた相談件数（電話）：校種別】



地域支援推進事業結果報告

論 点

□ 通常の学校（高等学校を含む。）に在籍する発達障害のある子どもたちへ適切な支援を行う方策について

（方策の例）

- ・ 特別支援学校のコーディネーターや外部専門家と連携し、適切な「個別の指導計画」の作成と活用を行う。
- ・ 総合教育センター等による研修会の受講を促進し、発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上を図る。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に学習上、生活上に困難を抱える児童生徒へ適切な支援ができるよう校内指導体制の整備をする。
- ・ 児童生徒が学習に集中できる学習環境の整備に努める。
- ・ 高等学校に在籍する発達障害生徒の対応に向けた教育課程編成の工夫を検討する。
- ・ 高等学校へ特別支援学校分校・分教室の設置を検討する。

課題 2

特別支援学校における自閉症児等を支援するための方策

- 自閉症児等の学習上，生活上の困難を克服するため，指導内容・方法の改善や充実が必要である。

第 1 回審議会の意見

- 教員の資質向上を図り，子どもたちへの多様な対応が大切である。

第 2 回審議会の意見

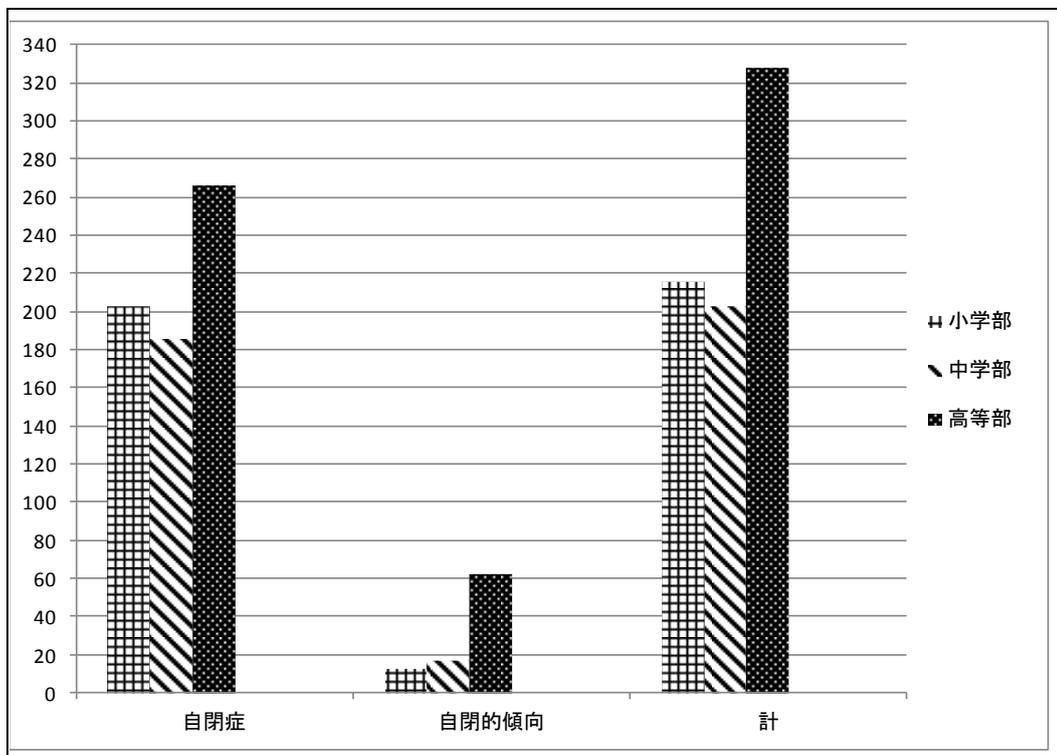
- 自閉症の子どもがクールダウンする場所がない特別支援学校がある。

第 3 回審議会の意見

- 狭隘化への対応はハード面の充実が中心と受け取られがちだが，ハードを生かすためにはクールダウンのための指導方法などソフト面の充実も必要である。

参考資料

【H25 特別支援学校の自閉症等の児童生徒数：宮城県】



[H25 宮城県特別支援関係資料]

論 点

□ 自閉症児等への適切な支援を行うための方策について

(方策の例)

- 障害の状態や特性等に応じた「個別の指導計画」を作成し、学校全体が組織的に対応する。
- 「個別の指導計画」の作成・活用については、外部専門家等からの指導・助言を受けるなど、適切な指導に繋げていく。
- 障害理解と指導の在り方について、児童生徒のケース会等を活用し研修活動を充実する。
- 児童生徒が学習に集中できる学習環境の整備に努める。